

これまでの議論を踏まえた県庁跡地活用に関する基本的な取り組み方針**(県市確認)****【県庁舎跡地の県市にとっての重要性】(ベース)**

○現庁舎の敷地は、史跡「出島」に隣接し、陸の玄関口の長崎駅や海の玄関口の松が枝国際観光船ふ頭等と中心部の商店街等をつなぐ、まちなかの重要な回遊ルートにあることから、まちづくりの観点で大変重要な位置にあり、また歴史的、文化的にも貴重な土地である。

【県庁舎跡地活用に関する県市の基本的な取り組み方針】

- 現庁舎の敷地が、今後も長崎の中心・象徴でありつづけるため、この地に脈々と刻まれた歴史にさらに磨きをかけて活用し、交流、創造、発信につなげる。
- 現庁舎の敷地が、新たなまちづくりの起爆剤として、人々が集い・交流し、今以上のにぎわいを創出するよう、また、長崎市のみならず、長崎県全体にとって最もよい活用方策となるよう取り組む。

跡地活用に関する機能の提案（長崎市提案）

ホール機能について

- ・ 1000～1200 席
- ・ 音楽、演劇に利用できる多機能ホール
- ・ 一定以上の市民利用が可能であるもの

歴史情報発信機能について

- ・ 出島との連携（展示スペースの確保など）

駐車場

- ・ バス駐車場
- ・ 自家用車駐車場（附置義務）

参 考

